

青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることにより、市における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とし、本条例を制定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、青梅市（以下「市」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

(保有個人情報を取り扱う事務の登録簿)

第 3 条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる

事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 保有個人情報の記録項目
- (5) 保有個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、前項に規定する事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に記載しなければならない。当該事務を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定による登録簿への記載は、実施機関の職員または職員であった者にかかる保有個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定により登録簿に記載した保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく当該事務を登録簿から抹消しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による事務の開始および変更にかかる登録簿への記載ならびに前項の規定による事務の廃止にかかる登録簿からの抹消があったときは、各実施機関分を取りまとめ、遅滞なく、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求にかかる保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求にかかる手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、青梅市情報公開条例(平成30年条例第31号)第14条第1項、第3項、第8項および別表第1の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と、「別表第1」とあるのは「情報公開条例別表第1」と、同条第3項中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、「請求者」とあるのは「開示請求者」と、同条第8項中「公開」とあるのは「開示」と、別表第1中「公開」とあるのは「開示」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報の記録」と読み替えるものとする。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見にもとづく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(青梅市個人情報保護条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 青梅市個人情報保護条例(平成9年条例第30号)
 - (2) 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例(平成27年条例第29号)
(青梅市個人情報保護条例等の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の青梅市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者またはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧実施機関の職員であった者にかかる旧個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た個人情報(旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第10条第2項に規定する受託事務に従事している者もしくは施行日前に当該事務に従事していた者またはこの条例の施行の際現に同項に規定する指定管理者にかかる公の施設の管理事務に従事している者もしくは施行日前に当該事務に従事していた者にかかる同項の規定によるその事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧個人情報保護条例第13条、第18条、第19条もしくは第20条の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第5章および第6章の規定または付則第2項の規定による廃止前の青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例(以下「旧特定個人情報保護条例」という。)第6条、第9条、第10条もしくは第11条の規定による請求がされた場合における旧特定

個人情報保護条例第4章および第5章の規定の適用については、なお従前の例による。

- 6 旧実施機関の職員もしくは職員であった者、旧個人情報保護条例第10条第1項の規定による受託事務に従事している者もしくは従事していた者または指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、旧実施機関の保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を施行日以後に提供した場合における旧個人情報保護条例第29条および第33条の罰則にかかる規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 前項に規定する者が、その事務に関して知り得た旧実施機関の保有個人情報を施行日以後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合における旧個人情報保護条例第30条および第33条の罰則にかかる規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日前にした行為に対する罰則にかかる規定の適用については、なお従前の例による。

（青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 9 青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

- 10 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）」に改める。

第2条第1項第1号中「および個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を「の運営に関する重要事項および市長または青梅市議会議長（以下「議長」という。）が諮問する個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に改め、同項第2号中「または個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項」を「もしくは青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項または青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により議長が意見を聴くこととされた事項」に改め、同項第3号中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第2項中「市長」の次に「または議長」を加える。

（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 1 前項の規定による改正前の青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定にもとづき青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会が処理することとされた調査審議および答申は、なお従前の例による。

（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 1 2 青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）第27条第3項および青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第17条第3項」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）第45条第1項」に改める。

第6条第1項中「個人情報保護条例第22条第1項の決定にかかる保有個人情報および特定個人情報保護条例第13条第1項の決定にかかる保有特定個人情報」を「法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等もしくは法第102条第1項に規定する利用停止決定等にかかる法第60条第1項に規定する保有個人情報または青梅市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア

に規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等もしくは同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等にかかる同条例第2条第4項に規定する保有個人情報」に改める。

(青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1.3 前項の規定による改正前の青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定にもとづき青梅市情報公開・個人情報保護審査会が行うこととされた諮問に応じた審議は、なお従前の例による。

(青梅市情報公開条例の一部改正)

- 1.4 青梅市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第3条中「青梅市個人情報保護条例(平成9年条例第30号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、青梅市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)その他の法令」に改める。

第14条第8項中「または病院事業管理者」を「、病院事業管理者またはモーターボート競走事業管理者」に改める。

(青梅市暴力団排除条例の一部改正)

- 1.5 青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「青梅市個人情報保護条例(平成9年条例第30号)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)」を「青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号)第2条第1項に規定する実施機関および議会(以下「実施機関等」という。)」に、「青梅市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第2条第1項に規定する個人情報」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に、「青梅市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報」に改める。